

# 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会定款

## 目 次

第1章 総 則	(第1条・第2条)
第2章 目的及び事業	(第3条・第4条)
第3章 会 員	(第5条～第10条)
第4章 総 会	(第11条～第19条)
第5章 役 員 等	(第20条～第28条)
第6章 理 事 会	(第29条～第33条)
第7章 財 務 及 び 会 計	(第34条～第37条)
第8章 定款の変更及び解散	(第38条～第40条)
第9章 公 告 の 方 法	(第41条)
第10章 事 務 局 そ の 他	(第42条・第43条)
附 則	

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、私立幼稚園等に関する事業を行い、札幌市における幼児教育の振興に

寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 幼児教育に関する調査研究及び援助
- (2) 教職員の資質向上のための研究会等の実施
- (3) 私立幼稚園等の経営管理に関する調査研究
- (4) 福利厚生に関する調査研究
- (5) 広報機関紙の発行
- (6) 札幌市の委託を受けて行う私立幼稚園等の振興に関する事業
- (7) 政令指定都市災害相互援助協定に基づく災害支援に関する事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する札幌市内の私立幼稚園等の園長その他の管理職員又は当該幼稚園等を設置する学校法人等の代表者であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める脱退届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、会員がその資格を喪失した場合においても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業計画書及び予算書並びにこれらの重要な変更
- (5) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合 に関

催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、総会日の10日前までに、総会の日時、場所及び会議の目的とする事項を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席会員の中から議長が指名する2名を議事録署名人として選任し、署名押印のうえ、保存しなければならない。

(会員への通知)

第19条 総会が終わったときは、会長は、遅滞なくその総会の議事の要領及び議決事項を

全会員に通知しなければならない。

## 第5章 役員等

### (役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうちから1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会の定めるところにより、会長を補佐してこの法人の業務を掌握し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その業務を代って行う。

4 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第27条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会長の相談に応じること

3 参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

4 顧問及び参与は5名以内とし、その選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

(委員会の設置)

第28条 この法人の事業の実施に関し、専門的な事項を審議するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長又は会長の指名する者とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 財務及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の処理)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局 その他



(事務局)

第42条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

2 事務局の組織及び内部管理に関し必要な事項は、理事会が定める。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は芝木捷子とし、最初の副会長は前田元照とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の一部変更は、平成24年5月15日から施行する。

5 この定款の一部変更は、平成27年4月1日から施行する。

6 この定款の一部変更は、平成28年5月20日から施行する。